

森林づくりに関する税検討委員会条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十号

森林づくりに関する税検討委員会条例

(設置)

第一条 県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵は広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり、森林環境教育の振興、森林づくりへの県民の参画等を推進する必要があることから、森林づくりに関する税の在り方、用途等について調査審議するため、知事の附属機関として、森林づくりに関する税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 森林づくりに関する税の在り方、用途等に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、この条例の施行の日から起算して一年を経過した日の前日までとする。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、環境森林部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。